



知っておきたい！！

住宅制度

～公営住宅等を借りたい、貸したい方へ～
～融資を受けたい方へ～
～建物の改造改築を考えている方へ～

新座市 まちづくり未来部 建築審査課



住宅制度のご案内

公営住宅等を借りたい方、貸したい方

県営住宅	1
公社賃貸住宅	3
UR賃貸住宅	4
高齢者住宅（長寿荘）	6

融資を受けたい方

生活福祉資金	7
--------	---

建物の改造・改築を考えている方

既存木造住宅等耐震助成制度	8
重度障がい者居宅改善整備費助成制度	10
水洗便所改造資金融資あっせん制度	11
水洗便所改造資金の貸付制度	12
雨水貯留槽設置費補助制度	13
ブロック塀等撤去・築造工事助成制度	15
被災住宅復旧修繕工事費補助制度	17

その他

住居確保給付金	18
空家バンク	20
マンション管理適正化等相談事業	22

県営住宅

県営住宅は、埼玉県が住宅にお困りの低所得者の方に低廉な家賃で賃貸する住宅です。募集は年4回（1月・4月・7月・10月）です。郵送もしくはWEBから申込可能です。

1 お申込みのできる方

お申込みのできる方は、次の(1)から(7)までの全ての要件を備えていることが共通要件となります。

住宅の種類は「高齢者・障がい者住宅」「子育て支援住宅」「車イス住宅」「単身車イス住宅」「単身住宅」「一般住宅」があり、それぞれの住宅の種類により個別要件が必要になります。

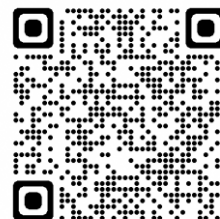
- (1) 現に同居し、又は同居しようとする1親等の親族（内縁関係・婚約者・パートナーシップの関係にある方を含む）であること（単身住宅・単身車イス住宅は除きます）。
- (2) 入居しようとする世帯の収入月額が入居収入基準※の範囲内にあること。
- (3) 県内に住所又は勤務場所があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかなこと（自己所有の家や市区町村営住宅、他の県営住宅などに住んでいる場合は、原則として住宅に困窮しているとは認められません。）。
- (5) 県民税・市民税を滞納していないこと。
- (6) 外国人の方は中長期の在留資格があること。
- (7) 申込本人を含めた同居世帯の全員が、「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

※ 詳しくは、『埼玉県県営住宅入居者募集案内』をご覧ください、ご不明な点は埼玉県住宅供給公社までお問い合わせください。

県営住宅をお探しの方はこちら→

（住宅供給公社のホームページにアクセスできます）

<https://www.saijk.or.jp/lookingfor/kenei/>



2 新座市内にある県営住宅

団地名		建設年度	管理戸数	間取り	住所	交通
1	新座大和田	H 4	5 0	3 D K	大和田5-12 -30他	東武東上線志木駅から バス5分下車徒歩7分
						J R武蔵野線新座駅から 徒歩22分
2	新座野火止北	H 3	2 7	3 D K	野火止5-29 -26他	東武東上線志木駅から バス5分下車徒歩10分
						J R武蔵野線新座駅から 徒歩18分
3	新座野火止	S 5 3	1 2	3 D K	野火止7-10 -24他	東武東上線志木駅から バス6分下車徒歩3分
4	新座野火止南	H 5	1 8 5	3 L D K 車イス住戸	野火止3-16 -51他	東武東上線志木駅から バス13分下車徒歩4分
5	新座菅沢	S 6 1	7 2	3 D K	菅沢2-2 -5他	東武東上線志木駅から バス12分下車徒歩7分
						J R武蔵野線新座駅から 徒歩13分
6	新座菅沢第二	H 6	7 2	3 L D K	菅沢2-5 -53他	東武東上線志木駅から バス12分下車徒歩8分
						J R武蔵野線新座駅から 徒歩15分
7	新座本多	S 5 8 S 5 9	6 4	3 D K 車イス住戸	本多1-14 -22	東武東上線志木駅から バス15分下車徒歩3分
8	新座本多第二	H 3	1 1 4	2 L D K 3 D K 3 L D K 車イス住宅	本多1-16 -1他	東武東上線朝霞台駅から バス20分下車徒歩2分
9	新座馬場	H 7	1 3 0	1 D K 2 L D K 3 L D K 車イス住宅	馬場4-12 -60他	東武東上線志木駅から バス16分下車徒歩6分
10	新座石神	H 2 3	2 0	2 D K	石神1-6 -6	J R武蔵野線新座駅から バス18分下車徒歩13分

<お問合せ>

埼玉県住宅供給公社

県営住宅課

住まい相談プラザ

川越支所

TEL 048-829-2875

TEL 048-658-3017

TEL 049-227-6408

*** 公社賃貸住宅 ***

ファミリー層を対象に埼玉県住宅供給公社が供給する賃貸住宅です。

1 お申込みのできる方

- (1) 自ら居住するための住宅を必要としていること。
- (2) 同居もしくは同居しようとする親族があること。
- (3) 保証会社の承認を得た方

2 保証会社条件

- (1) 初回保証料：15,000円
- (2) 月次保証料：毎月の引落総額の1%
(家賃＋共益費＋駐車場(税込)＋その他)
※初回引落時は、初回保証料15,000円と月次保証料1%が掛かります。

3 特徴

- (1) ファミリー世帯を対象としています。
- (2) 広さや設備、管理などに関して一定基準以上を満たしている優良な住宅です。
- (3) 現地管理は、住宅供給公社が行っています。

4 新座市内の公社賃貸住宅

団地名	建設年度	管理戸数	間取り	住所	交通
A 新座四季 タウン第2	H13	44	3LDK 2LDK+S	東1-8-39	東武東上線志木駅から バス6分 下車徒歩3分 JR武蔵野線新座駅 バス6分 下車徒歩3分
B 新座四季 タウン	H11	102	3LDK	野火止6-20-12他	東武東上線志木駅から バス5分 下車徒歩2分 JR武蔵野線新座駅から バス4分 下車徒歩2分

<お問合せ>

埼玉県住宅供給公社

賃貸住宅管理1課

住まい相談プラザ

TEL 048-829-2866

TEL 048-658-3017

UR賃貸住宅

独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）が管理する賃貸住宅です。

1 お申込みのできる方

- (1) 申込者本人の平均月収額が基準月収額以上ある方
 - (2) 日本国籍の方、またはURが定める資格を持つ外国籍の方で、継続して自ら居住するための住宅を必要とする方
 - (3) 単身者もしくは現に同居し、または同居しようとする親族のある方
 - (4) 申込者本人を含めた同居世帯全員がURが定める入居開始可能日から1か月以内に入居でき、物件内で円満な共同生活を営むことができる方
 - (5) 申込者本人を含めた同居世帯全員が暴力団員などではない方
- ※ 詳細についてはUR営業窓口にお問い合わせください。

2 お申込み方法

ご希望の団地の空き状況を、UR営業窓口又はインターネットでご確認ください。

ご希望の団地に空家がある場合、UR営業窓口等にてお申込みください。

※ インターネット空家検索サイト<https://www.ur-net.go.jp/chintai/>

※ 一部の住宅については、申込方法・資格要件等が異なります。

3 新座市内にあるUR賃貸住宅

団地名	管理開始 年度	管理 戸数	間取り	住 所	交 通
新座	S 45	1,196	1LDK～ 3DK	新座3	東武東上線「柳瀬川」 駅から徒歩15～22分 東武東上線「志木」駅 からバス11分下車徒歩 1～6分
新座ハイツ	S 63	50	3LDK ・4LDK	新座3ー 6ー13	東武東上線「柳瀬川」 駅から徒歩14分

4 必要書類

- (1) UR賃貸住宅入居申込書（UR営業窓口にあります。）
※市役所には申込書はございませんので、ご注意ください。
- (2) その他必要な書類についてはUR営業窓口にお問い合わせください。

5 お得な家賃制度

(1) 近居割

半径2km以内のUR賃貸住宅に二世帯（子育て世帯※・高齢者世帯・障がい者世帯）が近居することになる際に、新たに入居契約する世帯の家賃が5年間5%減額となります。また、条件を満たした子育て世帯向けの最大5年間20%減額（減額上限4万円）もあります。

(2) 近居割WIDE

新座市内で、二世帯（子育て世帯※・高齢者世帯）が近居することになる際に、どちらか一世帯が新たにUR賃貸住宅に入居すれば、UR以外の住宅との近居でも5年間家賃が5%減額となります。また、条件を満たした子育て世帯向けの最大5年間20%減額（減額上限4万円）もあります。

(3) すくすく割

子育て世帯※の方は3年間家賃がお得になります（定期借家）。

(4) U35割

契約名義人が35歳以下の方は、3年間家賃がお得になります（定期借家）。

(5) 子育て割

子育て世帯※または配偶者を得て5年以内の新婚世帯の場合、最大9年間家賃が20%減額になります（減額上限2.5万円、所得要件あり※減額額は世帯の所得に応じた額になります）。

※ 子育て世帯：現に同居する満18歳未満の子（「子」には孫、甥、姪などの親族を含む）を扶養している世帯。申込時に妊娠されている場合も該当します。

上記割引制度は、対象者条件・収入条件等を満たした方のみが対象となるほか、毎年度の資格審査が必要となる場合があります。また、対象団地・対象住戸は一部のみとなります。詳細は、UR営業窓口にお問い合わせください。

<お問合せ>

新座市周辺のUR営業窓口

営業時間：午前9時30分～午後6時（令和8年6月30日まで）

午前10時～午後6時（令和8年7月1日以降）

土曜日・日曜日も営業（定休：水曜日・年末年始）

UR賃貸ショップ志木

TEL：048-424-5530

UR都市機構ホームページ

<https://www.ur-net.go.jp/>

新座市高齢者住宅（長寿荘）

住宅の所有者（家主）からの立ち退きの要求により住宅にお困りの高齢者の方に市が借り上げた住宅を提供し、生活の安定と福祉の増進を図るものです。

1 お申込みのできる方

次の(1)から(5)までの全ての要件に当てはまる方

- (1) 65歳以上の方
- (2) ひとり暮らしをされている方
- (3) 現在居住している民間の賃貸住宅について、建替え等により立ち退きを要求されている方
- (4) 市内に引き続き1年以上住所を有している方
- (5) 自立して日常生活を営むことができる方

2 市内の高齢者住宅

「長寿荘」 新座市西堀1-5-36

3 使用料

- (1) 使用料は、月額65,000円とします。
- (2) 月の途中において高齢者住宅の利用を開始し、又は終了した場合における使用料は、日割りにより計算した額とします。
- (3) 次の要件に当てはまる場合は、使用料の減額（35,000円を限度）を受けることができます。
 - ア 利用者の前年度の収入額が280万円以下であるとき。
 - イ 利用者の収入が減少し、回復することが困難なとき。
 - ウ 利用者に多額かつ緊急の支出があり、使用料を納付することが困難であるとき。
 - エ 上記のほか、市長が特に必要と認めるとき。

4 利用期間

2年間（ただし、市長が引き続き利用することについて適当であると認めるときは、当該利用期間を更新することができます。）

<お問合せ>

新座市いきいき健康部長寿はつらつ課元気増進係

TEL 048-477-6890（直通）

生活福祉資金

障がいのある方や日常介護の必要な高齢者のいる世帯、所得の少ない世帯に対して、世帯の安定と自立を支援するために、相談支援と併せて住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費を貸し付ける制度です。

1 お申込みのできる方

低所得世帯、障がい者の属する世帯、高齢者の属する世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）

2 融資内容

- (1) 限度額： 250万円以内
- (2) 利率： 年1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）
- (3) 償還期間： 7年以内
- (4) 償還方法： 月賦償還

3 必要書類

- (1) 世帯全員の住民票
- (2) 世帯の収入状況が明らかになる書類
- (3) 見積書及び見取り図等
- (4) 借地・借家の場合は、地主の承諾書等
- (5) 障がい者世帯の場合はそれぞれの手帳（写し）
- (6) その他

<お問合せ>

新座市社会福祉協議会 生活支援課 TEL 048-480-5737

＊ ＊新座市既存木造住宅等耐震助成制度＊ ＊

大規模な地震に対し、建物の倒壊等の被害から居住する方々を守るため、昭和56年5月31日以前の木造住宅及び分譲マンションを耐震改修等される方を対象に費用の一部を助成する制度です。

1 木造住宅

(1) 耐震診断

ア お申込みのできる方

- (ア) 市内に住所を有していること。
- (イ) 対象建築物に居住し、自己又は1親等の親族が所有している方
- (ウ) 市税等の滞納のない方

イ 対象建築物

- (ア) 昭和56年5月31日以前に着工した建築物
- (イ) 木造2階建て以下の一戸建て住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの）
- (ウ) 建築基準法等に適合した建築物

ウ 診断を行う方

建築士事務所（建築士法の規定の登録業者）に所属する所定の講習を受講した建築士

エ 助成金の額

耐震診断に要した費用の3分の2以内で、上限が5万円まで
ただし、65歳以上の方、障がい者等が同居する場合は、耐震診断に要した費用の100%で、上限が10万円まで

(2) 耐震改修

ア お申し込みのできる方

- (ア) 市内に住所を有していること。
- (イ) 対象建築物に居住し、自己又は1親等の親族が所有している方
- (ウ) 市税等の滞納のない方
- (エ) 耐震シェルター、防災ベッドを設置する場合は、居住者に65歳以上の方、または障がい等のある方が同居していること

イ 対象建築物

- (ア) 昭和56年5月31日以前に着工した建築物
- (イ) 木造2階建て以下の一戸建て住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの）
- (ウ) 建築基準法等に適合した建築物
- (エ) 耐震診断による評点が1.0未満又は地盤若しくは基礎が安全でないとして診断された建築物

ウ 助成の対象となる工事

- (ア) 評点が1.0以上になるように補強する改修工事
- (イ) 上記に替って行う建替工事
- (ウ) 市で指定する耐震シェルター、防災ベッドを1階に設置する工事

エ 改修を行う方

建設業法の規定による許可業者が行うもので、設計を行った者が適切に工事監理をするもの

オ 助成金の額

- (ア) 耐震改修単独工事の場合
耐震改修費用（若しくは建替費用）の100%以内で、上限が30万円まで
ただし、65歳以上の方、障がい者等が同居する場合は、耐震改修費用（若しくは建替費用）の100%で、上限が60万円まで
- (イ) リフォーム工事を伴う耐震改修工事の場合
耐震改修費用の100%以内で、上限が50万円に加えてリフォーム工事費の5.0%以内で、上限10万円まで
ただし、65歳以上の方、障がい者等が同居する場合は、耐震改修費用の100%で、上限が80万円に加えてリフォーム工事費の5.0%以内で、上限10万円まで
- (ウ) 新座市重度障がい者居宅改善整備費助成制度を用いた併用工事の場合
耐震改修費用の100%で、上限が80万円まで
- (I) 耐震シェルター等を設置する場合は、費用の3分の2で、上限が40万円まで

2 分譲マンション

(1) 耐震診断

ア 対象となる建築物

昭和56年5月31日以前に着工した分譲マンション

イ 助成金の額

耐震診断に要した費用の3分の2、戸数×5万円のうち少ない額で、上限が150万円まで

(2) 耐震改修

ア 対象となる工事

昭和56年5月31日以前に着工した分譲マンションで、耐震診断の結果、構造耐震指標が0.6未満の建築物を0.6以上に改修する工事

イ 助成金の額

耐震改修費用の3分の1、戸数×30万円のうち少ない額で、上限が500万円まで

※分譲マンションの耐震診断・耐震改修については上記以外の諸条件がございます。詳しくは直接窓口にてお問い合わせください。

<お問合せ>

新座市まちづくり未来部建築審査課住宅係

TEL 048-477-4519 (直通)

新座市重度障がい者居宅改善整備費助成制度

居宅の一部を障がいの程度に応じて使いやすく改善しようとする
重度の身体障がい者に、市が整備費用の一部を助成する制度です。

1 お申込みのできる方

市内に住所を有し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障がい者手帳の交付を受けている65歳未満の方で、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に定める1級又は2級の方
- (2) 障がいの部位が下肢又は体幹である方
- (3) 生活保護世帯及び前年分所得税額が100,500円を超える世帯主又は世帯員のいない世帯に属する方
- (4) 世帯主又は世帯員のうち前年分の所得税額が最も高い者が市税等を完納している世帯に属する方

2 助成金額

生活保護世帯は、居宅改善整備に要した費用の額とし、36万円を限度とします。

それ以外の対象世帯は、居宅改善整備に要した費用の額に3分の2を乗じて得た額とし、24万円を限度とします。（1,000円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てて得た額）

3 必要書類

- (1) 新座市重度障がい者居宅改善整備費助成事業認定申請書
- (2) 住宅整備計画書の写し
- (3) 工事見積書の写し
- (4) 工事前の現況が分かる書類
- (5) 集合住宅・借家等の場合は共有部分利用者の同意、家主等の承諾等が分かる書類
- (6) 市税納税証明書（世帯主及び世帯員のうち前年分の所得税が最も高い者）

<お問合せ>

新座市総合福祉部障がい者福祉課 障がい者支援第1係

障がい者支援第2係

TEL 048-477-6891（直通）

水洗便所改造資金融資あっせん制度

下水道処理区域内において、既設の便所を水洗便所に改造するために、自己資金のみでは改造が困難な方に対して、低利の資金を融資あっせんする制度です。

1 お申込みのできる方

- (1) 下水道処理区域内の建物を所有する方（市外に住所を有する方も可）
- (2) 市税及び新座市都市計画下水道事業受益者負担金を滞納していない方
- (3) 連帯保証人（1名）を立てられる方（申請者と生計を一にしない方で、市税等を完納している市内又は近隣市区町に居住している方）

2 融資内容

- (1) 融 資 額： 改造工事1件につき50万円を限度とします。
- (2) 返 済 方 法： 交付日の翌月から36か月以内の元利均等（終回を除く。）月賦返済
※ 返済回数の短縮又は繰上返済を妨げません。
- (3) 貸 付 利 率： 現行は2.50%です。また、貸付けに係る利子相当額を申請により補給します。

3 必要書類

- (1) 水洗便所改造資金融資あっせん申込書
- (2) 指定下水道工事店の積算による改造工事見積書及び設計図
- (3) 市税納税証明書（本人及び連帯保証人）
- (4) 住民票（市外の申請者・市外の保証人の場合）

<お問合せ>

新座市インフラ整備部下水道課下水道業務係

TEL 048-424-9615（直通）

水洗便所改造資金の貸付制度

下水道処理区域内において、既設の便所を水洗便所に改造するために、自己資金のみでは改造が困難な方に対して、貸付けを行う制度です。

1 お申込みのできる方

- (1) 生活保護法により保護を受けている方
- (2) 市民税の所得割が賦課されていない方で、生活が困難であると市長が認める方（同一世帯員に市民税の所得割が賦課されている方がある場合を除く。）

2 貸付内容

- (1) 貸付額： 改造資金の全額とします。
- (2) 利率： 無利子
- (3) 返済方法： 貸付金交付日の翌月から起算して、3年を経過した後60か月以内の均等月賦返済です。

3 必要書類

- (1) 水洗便所改造資金貸付申込書
- (2) 指定下水道工事店の積算による改造工事見積書及び設計図
- (3) 建築物を借り受けている場合は、当該建築物の所有者の同意書
- (4) 非課税証明書又は生活保護世帯であることの証明書

<お問合せ>

新座市インフラ整備部下水道課下水道業務係

TEL 048-424-9615 (直通)

＊ ＊雨水貯留槽設置費補助制度＊ ＊

環境への負荷を低減するため、雨水貯留槽を設置する方に対して、設置費用の一部を補助する制度です。

1 申請のできる方

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 自己の居住する市内の住宅に雨水貯留槽（以下「対象設備」という。）を設置する者
 - イ 自己の所有する市内の賃貸共同住宅に対象設備を設置する者
 - ウ 市内の分譲共同住宅に対象設備を設置する当該住宅の管理組合の管理者等
 - エ 自己の事業の用に使用する市内の建物（販売を目的として建築されたものを除く。）に対象設備を設置する者
- (2) 補助金の申請時において市税等（※）を滞納していないこと（分譲共同住宅の管理組合の管理者を除く。）。

※ 固定資産税・都市計画税については、共有で所有するものを含みます。
- (3) 同一年度において、同一世帯で同じ対象設備に係る補助金の交付を受けていないこと。

※ 市税等の滞納を理由に申請却下となった場合であっても、申請期間までに納税していただければ改めて申請することができます。

2 対象設備の要件及び補助金の額

対象設備の要件	補助金の額
雨水を貯留し、これを植木への散水等に利用することを目的とした容器であること。 なお、製品として販売されている未使用品のものに限り、タンク本体部分を自作したのものについては対象外とする。（例：多目的タンクに蛇口を後付けしたものなど）	設置に要した額の2分の1の額 （限度額10,000円。 100円未満は切捨て） ※ポイント還元等値引きされた分の金額は設置に要した額に含まれません。

3 申請方法

申請書（必要書類を含む。）を新座市市民生活部環境課に提出してください。

なお、申請書等は、市ホームページからダウンロードすることができます。

<お問合せ>

新座市市民生活部環境課環境保全係

TEL 048-481-6769（直通）

* 新座市ブロック塀等撤去・築造工事助成制度 *

市内の危険なブロック塀等の撤去（撤去工事）又は撤去及び安全なフェンスの設置（築造工事）を行う方に、費用の一部を助成する制度です。

1 お申込みのできる方

次に掲げる全ての要件に当てはまる方

- (1) 市内に存するブロック塀等の撤去工事又は築造工事を行う方
 - (2) 市税等の滞納をしていない方
 - (3) 市の登録業者に依頼して工事を行う方
- ※ 登録業者と契約する前に助成金の交付申請をし、交付決定を受ける必要があります。

2 助成対象工事

次に掲げる全ての要件に当てはまる塀について行う撤去工事又は築造工事

- (1) 通り抜けができる建築基準法の規定による道路又は公共施設等に面するもの
- (2) 道路又は公共施設の地盤面からの高さが1.2mを超えるもの
- (3) 地震で倒壊するおそれのあるもの
- (4) コンクリート、れんが、石材その他これらに類する建築材料を用いて築造したもの

※ 築造工事で設置するフェンスは高さ1.5m以下で、倒壊の防止について配慮されたものに限ります。

※ 建築物の解体工事に伴うもの等、一部対象外となる場合があります。また、前述の要件以外にも諸要件がありますので、交付申請前に御相談ください。

3 助成額

工事区分	助成金の額
撤去工事の場合	撤去工事に要した費用の額又は撤去するブロック塀等の長さ1mにつき、5,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額（上限20万円）
築造工事の場合	築造工事に要した費用の額又は設置するフェンスの長さ1mにつき、15,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額（上限40万円）

※ 撤去工事及び築造工事を併せて行う場合、上限額は40万円となります。

※ 助成額は1,000円未満切捨て

※ 長さは0.1m未満切捨て

4 必要書類

- (1) 新座市ブロック塀等撤去・築造工事助成金交付申請書
- (2) 工事費用の見積書の写し
- (3) 付近見取図
- (4) ブロック塀等の位置、長さ及び高さを記入した図面
- (5) 工事の実施前のブロック塀等の写真
- (6) 設置するフェンスの位置及び倒壊の防止に関する配慮を確認できる図書
(築造工事の場合に限る。)
- (7) 個人情報利用目的外利用同意書又は市税等の納税証明書若しくは非課税証明書
- (8) その他市長が必要と認める図書

<お問合せ>

新座市まちづくり未来部建築審査課建築審査係

TEL 048-477-4309(直通)

＊ ＊被災住宅復旧修繕工事費補助制度＊ ＊

浸水被害を受けた住宅を復旧修繕するために行う工事に対して、その修繕工事費の一部を補助する制度です。

1 お申込みのできる方

- (1) 自然災害により浸水被害を受けた住宅で、その被害の復旧修繕工事を行う方
- (2) 市内に住所を有しており、復旧修繕工事を行おうとする個人住宅を所有し、かつ、その個人住宅に住んでいる方（親族が所有している住宅に住んでいる方も可）
- (3) 災害救助法の救助、被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金及び埼玉県・市町村生活再建支援金の支給の対象とならない方

2 対象復旧修繕工事

浸水被害の復旧修繕を目的とした工事で、消費税を含む総額が50万円以上であるものとします。ただし、集合住宅の場合は、専用部分のみ対象となります。

また、補助の対象とならない工事の例は次のとおりです。他の工事についても補助の対象とならない場合がありますので、事前に十分確認してください。

- ・フェンス、塀、門扉、擁壁等の外構工事
- ・附属建築物の修繕工事
- ・空調設備、照明設備、給湯設備及び家庭用電気機械器具等の設置または交換

※ 復旧修繕施工業者とのトラブルがないように十分話し合い、合意の上申し込みいただくため、慎重に業者を選定してください（トラブルは、当事者間で解決してください。）。

3 補助額

補助金の額は次のとおりとし、10万円を限度とします。

対象工事費（消費税を含む）×5％＝補助金の額（千円未満切捨て）

※ 市で実施する他の補助制度を利用した工事費については、対象外となります。

4 その他

工事の着手前に申請し、年度内に工事を完了することが条件となります。また、申請方法や添付書類などの詳細は、建築開発課までお問い合わせください。業者による代理申請の場合は、委任状を添付してください。

<お問合せ>

新座市まちづくり未来部建築審査課住宅係

TEL 048-477-4519（直通）

住居確保給付金

離職者等であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を失っている者又は失うおそれのある者を対象として、原則3か月間（最長9か月間）、賃貸住宅等の家賃として住居確保給付金を支給するとともに、再就職に向けた支援を行っています。

1 お申込みのできる方

支給申請時に以下の(1)から(8)までの要件に該当する方

- (1) 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがあること。
- (2) 申請日において、離職等の日から2年以内である（疾病、負傷等の事情により2年を超えている場合は4年以内）又はやむを得ない休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にあること。
- (3) 離職前に、主たる生計維持者であった（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）。
- (4) 申請を行った月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下であること（収入には、公的給付を含みます。）。

世帯人数	収入基準額	
1人	8.4万円	+家賃額 (ただし地域ごとに設定された基準額が上限)
2人	13万円	
3人	17.2万円	
4人	21.4万円	
5人	25.5万円	

- (5) 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下であること。

世帯人数	金融資産
1人	50.4万円
2人	78万円
3～5人	100万円

- (6) ハローワーク等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指

した求職活動又は自立に向けた活動を行うこと。

- (7) 地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- (8) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれも暴力団員でないこと。

2 支給額

月ごとに家賃額を支給します（上限額は、住宅扶助基準額）。ただし、申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入合計額が、基準額を超える場合については、次の式により算出される金額が支給額となります。

$$\text{支給額} = \text{家賃} - (\text{月の世帯の収入} - \text{基準額})$$

3 支給期間

住居確保給付金の支給期間は原則3か月間です（一定の条件※を満たした場合は、最長9か月間支給することができます。）。

※ 受給中の就職活動要件の遵守及び延長申請時に支給要件を満たしていること（詳細はお問合せください。）。

<お問合せ>

新座市社会福祉協議会 生活支援課 TEL 048-480-5737

新座市空家バンク

近年、高齢化や相続など様々な理由により空家が増加していることから、売却や賃貸を希望する空家所有者の方に、空家の情報を空家バンクへ登録していただき、その情報を市のホームページ等に掲載して、空家の購入や賃借を希望する方に紹介する事業です。

新座市空家バンクにおける仲介・契約などの手続については、市と協定を締結している公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会県南支部に協力をお願いしています。

1 空家バンクに登録できる物件

個人が居住を目的として建築し（建築する予定のものを含む。）、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）市内に存在する建物及びその敷地又は建物の跡地若しくは造成地が対象となります（事業として賃貸、分譲等を目的とする建物又は土地を除く。）。

ただし、物件の所在や状態等によっては登録できない場合があります。

2 空家所有者の登録申込み

空家の売却・賃貸を希望する場合、下記の書類を建築審査課に提出してください。審査の上、空家の登録が完了しましたら、準備が整い次第、市のホームページ等で物件の情報提供を開始します。

- (1) 空家バンク登録申込書
- (2) 空家バンク登録カード
- (3) 外観及び内部を撮影した写真
- (4) 所有者等であることが確認できる書類
- (5) 本人確認書類の写し

3 空家利用希望

者の登録申込み

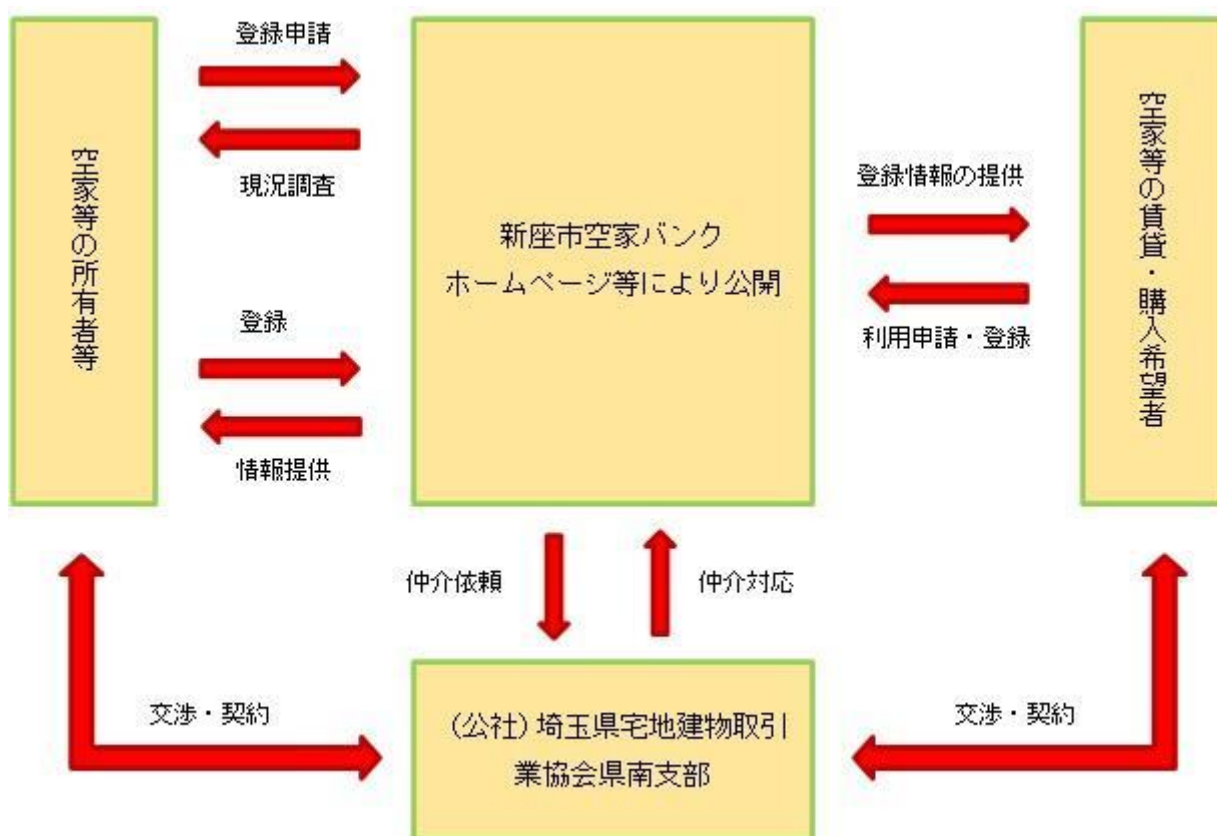
空家の購入・賃借を希望する場合、新座市空家バンク利用登録申請書を建築審査課に提出してください。審査の上、登録が完了しましたら、市から空家バンクに登録された物件情報を紹介します。

※ 空家バンクに登録された物件情報は、利用登録の有無に関わらず、市のホームページで閲覧することができます。

4 その他

- (1) 利用登録は無料です。
- (2) 利用登録期間は2年であり、引き続き利用される場合は再申請が必要です。

5 新座市空家バンクのイメージ図



<お問合せ>

新座市まちづくり未来部建築審査課住宅係

TEL 048-477-4519 (直通)

新座市マンション管理適正化等相談事業

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」によるマンション管理計画認定の取得を目指すマンション管理組合等を対象に、マンション管理士等の専門家から助言・提案等を受けることができる派遣型の相談事業です。

1 利用できる方

次の1または2のいずれかに該当する方

- 1.マンションの管理組合が構成されている場合は、管理組合
- 2.マンションの管理組合が構成されていない場合は、マンションの区分所有者

2 相談できる内容

利用対象者の区分に応じた次の内容

- 1.管理組合が構成されている場合
 - ・ マンション管理計画認定に関すること
- 2.管理組合が構成されていない場合
 - ・ 管理組合の設立又は運営に関すること
 - ・ 管理規約の作成等に関すること
 - ・ 管理委託契約に関すること
 - ・ 大規模修繕工事並びに長期修繕計画の作成及び見直しに関すること
 - ・ マンションの再生（建替え、敷地売却）の合意形成に関すること
 - ・ その他、マンションの管理適正化に資するものとして市長が認める事項

3 費用

無料（ただし、次の費用は利用者の負担になります。）

- ・ 会場として使用する施設に要する費用
- ・ 相談のために用意する資料に要する費用

4 利用回数

年度につき2回（ただし、管理組合が構成されていないマンションにつきましては、追加の利用を認める場合があります。）

※ マンションの管理組合が構成されている場合は、区分所有者個人ではなく、管理組

合等として相談を寄せてください。

※ 相談できる内容以外は利用対象としていません。

また、前述の要件以外にも諸要件がありますので、利用申請前に必ず御相談ください。

<お問合せ>

新座市まちづくり未来部建築審査課住宅係

TEL 048-477-4519 (直通)

発行：新座市まちづくり未来部建築審査課
〒352-8623
新座市野火止一丁目1番1号
電話 048-477-4519（直通）

平成15年 9月：初版発行
平成17年 9月：改訂
平成18年 8月：改訂
平成20年 3月：改訂
平成21年 8月：改訂
平成22年 3月：改訂
平成23年 6月：改訂
平成24年 8月：改訂
平成25年 5月：改訂
平成25年12月：改訂
平成26年 5月：改訂
平成27年 5月：改訂
平成28年 6月：改訂
平成29年11月：改訂
平成30年10月：改訂
令和元年 9月：改訂
令和2年 6月：改訂
令和4年 3月：改訂
令和5年12月：改訂
令和6年 4月：改訂
令和7年 4月：改訂
令和8年 4月：改訂